

令和3年3月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年3月9日(火)
会 議 場 所	市役所 5階議場
開 会 日 時	令和3年3月9日(火) 午前8時59分
散 会 日 時	令和3年3月9日(火) 午後3時08分
委 員 長	金 澤 孝太郎
委員会出席委員	
委 員 長	金 澤 孝太郎
副 委 員 長	坂 本 国 広
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 坂 本 晃 潮 田 幸 子 加 藤 英 樹
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 3 号	第 6 次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更について	原案可決
第 2 4 号	組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決
第 2 5 号	鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 6 号	鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 5 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 根岸 孝行
市長政策室副室長 佐々木紀演
市長政策室参事兼
総合政策課長 武田 昌行
秘書課長 小林 勝

(総務部)

総務部長 榎本 智
総務部副部長 藤崎 秀也
総務課長 國島 清文
職員課長 関根 正
契約検査課長 堀 岳夫
情報システム課長 野口 高志
やさしさ支援課長 小川 裕子

(財務部)

財務部長 田口 義久
財務部副部長 岩間 則夫
財政課長 鈴木 誠司
財務部参事兼
資産管理課長 五十嵐 剛
資産管理課副参事 山岸 晃
資産管理課副参事 秋元 宏康
財務部参事兼税務課長 谷 広明
財務部副部長兼
収税対策課長 関根 則男
会計管理者 大塚 泰史
参事兼会計課長 高子 英江
監査委員事務局長 関根 和俊
吹上支所長 細野 兼弘
川里支所長 山縣 一公

書記 森田 慎三
書記 小野田直人

(開会 午前8時59分)

(委員長) それでは、ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。潮田幸子委員と加藤英樹委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第23号 第6次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更について、議案第24号 組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第25号 鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例、議案第26号 鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第42号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算(第13号)のうち本委員会に付託されました部分、議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

初めに、議案について、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第45号の一般会計予算については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容についてよく整理をしていただいて、議案第42号及び第45号については、予算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をいただくようお願いいたします。委員の皆様には円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは初めに、議案第23号 第6次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更について、執行部の説明を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) おはようございます。それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第23号 第6次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更についてご説明いたします。

これは、令和4年度を始期とする後期基本計画の策定に向けて、基本構想の時点修正を行うもので、将来人口では国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を平成30年発表の最新の値に改めるほか、土地利用構想では鴻巣箕田地区産業団地整備の進捗に伴い、産業団地の計画区域を農業集落地ゾーンから工業流通地ゾーンに、道の駅整備事業の進捗に伴い、道の駅計画地を工業流通地ゾーンから交流産業ゾーンに土地利用構想図の一部を変更するものです。変更前と変更後につきましては、議案資料でご確認いただければと思います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(坂本(晃)) それでは、23号の変更について確認していきたいと思いますが、私今ほど一般質問等でこの変更についてはゾーンからゾーンの変更でも、土地利用構想の変更ではないかということで質問してまいりましたけれども、その必要はないような返答をいただいております、今に至ったわけですけれども、今回これを議会承認するということは、やっぱり最初からこれ必要だったということの認識でよろしいのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 委員のおっしゃるとおり、土地利用構想のゾーンの変更に関しては基本構想の変更に当たりますので、議決すべき事件ということで条例で定めておりますので、議決案件となります。ただ、前回の答弁では、変更ということではなくて、変更するかどうかという部分も含めて、後期の基本計画策定に併せて検討していくというような答弁をさせてもらっております。

(坂本(晃)) 私、幾つか確認していききたいなと思っていますのです。こ

これは直接この問題とはちょっと離れるかも知れないけれども、土地利用のことであるのですけれども、例えば火葬場、みずほ斎場の隣、今回何年か前に土地の駐車場が拡張したと思うのです。あれも農地だったと思うのだ。その農地を市が、公的なものであるから、これはいいのだと思うのだけれども、駐車場に使うということで変更になった。地目も農地ではなくなっていくと思うのです。そういう場合は、こういう手続はないのか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）幾つか用途が変わっているところ、市内でもございますが、その都度土地利用構想を変更するというのではなくて、今回あくまで大きな事業が具体的に計画地が示されたということで、時点修正のほうをさせてもらっております。

（坂本（晃））農地の場合は、あそこの場合、今さっき言った駐車場の場合、農地だよ、もともとが。でも、多少、何町歩かあるか分からない、そんなにないと思うのだけれども、でもそれを変更するということは、要するに農地ではなくなる、変えるということだよ。やっぱり市の基本計画の中で、農地からそういう開発行為になると、その部分については当然こういう審議会、直近の議会だとか、そういうところに報告して、承認をその都度受けていくというのなら分かるのだけれども、今まであそこのところ駐車場にしますと言ったけれども、議会の承認を受けたいということは聞いたことないような気がするのだ。それ今までやっていたかどうか。そこについてはどうですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）農地の変更で土地利用構想、構想のほうを変えるということもございませんので、そういった意味では承認等はいただいているかと思えます。

（坂本（晃））市全体の、要するに農地は農地でこういう場面はこうですよと、ここは工業開発しますとか、住宅に開発しますよとかというような形の、それが大きな構想だと思うのだ。あくまでもあの駐車場については構想が入っていた。要するに農地としてここを扱っていきますよということで構想としてあったわけだ。第5次だか6次だか分からないけれども、いつから入れたか分からない。でも、もともとは農地であっ

たわけなのだ。その農地を駐車場にするのだからということで変更になったということは、今までの議会の中で当然そこできちんと議会の手続を取ると、事前に必要だからやってもいいのだけれども、後日でもいいから報告するのだという形を取っているのならば、まだ問題ないかもしれないけれども、今までそれはなかったような気がするのだ、こういう変更は。例えば今回の道の駅のことに関して変更するけれども、その部分はやるけれども、向こうはそのままというのはおかしいのではないか。ここに一緒に入ってくるのか。そういう基本構想の中の後期の5年間の計画の中にそういうものもきちんと入れ込むよとかというのであれば分かるけれども、そこは当然入っていないと思うのだ、今のところ。どうなのだろう。

（市長政策室参事兼総合政策課長）あくまでも土地利用構想につきましては、土地の利用の中心となるべく方向性を示すものでございますので、全ての用途の変更についてこちらに反映させるものではないというふうに考えております。

（坂本（晃））しつこいようだけれども、例えば公でやるものはオーケーだよと、例えば民間でやるものは駄目だよとか、民間ならオーケーだけれども、公は駄目だよとかという、そういう制限もあるのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）あくまでも市のほうでやはり大きな計画があるものについて、ゾーンで示してお示ししていくという形を考えております。

（坂本（晃））今言った規模だとか、そういうものもあると思うのだ。当然その辺は、その判断基準というのはどの辺にあるのだろう。

（市長政策室参事兼総合政策課長）判断基準といいますか、あくまでも計画、例えば6次の計画、7次の計画の段階、前期の計画、後期の段階、そういった節目でこの構想のほうに反映させていくかというのは検討して、必要のあるものはここに構想図のほうに反映させていくというような形を取っていきたいと思います。

（坂本（晃））答弁が上手でよく分からないところあるのだけれども、ではそれはもうやってしまったことだからいいとして。

次、今回白紙になってしまったけれども、ごみ処理場だ、ゴルフ場のこっち方ね。あそこ5町5反、公で、それも広域でやるということになっていたのだ。その土地に関してはまだ土地利用構想の変更はしていないよね。なぜしていないのだ。

（市長政策室参事兼総合政策課長）ごみ処理場につきましても、今後具体的に進捗を図れて、計画地のほうが示されましたら構想図のほうに変更という形、もしくは計画に合わせて反映させるということこれから検討して、もしそういうことになる場合は当然議決案件となりますので、議員の皆様の方に説明をさせていただきたいと思います。

（坂本（晃））おかしくないか。だって、一部事務組合が決定すれば、この鴻巣の本会議、この鴻巣の本体の議会で議決なくたってできるのだ。そこまで言っていた。環境資源組合はもう12月議会で、本来は債務負担行為で600億もの負担行為を出すわけだったのだ。そこまでいっていたのだ。もう完全にあそこでやるということは分かっていたわけ。それでもこういう手続はしていなかったのだ。なぜしていなかったのだ。

（市長政策室参事兼総合政策課長）先ほども何回も答弁させていただいているのですが、あくまで土地利用構想の変更だけで、一部の変更だけでこちらの基本構想の変更をするということではなくて、あくまでも今回後期の基本計画の策定に向けて基本構想を見直したという形になりますので、やはりそういったタイミングで変更が考えられる部分は反映させていきたいと思います。

（坂本（晃））今まで市長は議会答弁でも、あそこを中心で考えますよと何回も言っているのだ。解散してからも、白紙になってからも、北本とやるのですよと、勉強会立ち上げましたとやっている中で、あそこでやるのだということ言っているわけです。鴻巣市としては、必ずあそこだということきちんと確定していらっしゃるのだ。今の段階で出せるのではないか、あそこでやりたいと。やっておいたほうがいいのか、本当は。そうすれば、必ずあそこでやっていくことになるのだ。それなぜやらない。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今回も道の駅の整備計画、これは令

和 2 年 9 月に策定されまして、そこでその後、国道の事務所と協定を締結し、産業団地についても令和 2 年 9 月に都市計画の変更の説明会、ここで計画地のほうが具体的に示されましたので、そういった段階になれば、変更のほうも検討していきたいと思います。

（坂本（晃））まだ、ではそこまで行っていないということだよ。でもそこまで行っていない。変更をかけるまでの、要するに計画が進んでいないということだよ。それでいいのだね。

（市長政策室副室長）すみません。先ほど土地利用構想の関係は、課長のほうからの答弁ありましたように、まず利用の中心となるべき方向性を示すというところが土地利用の構想の目的というか、そういったものになります。今現在の土地利用構想図を見ていただくと、公共施設とかを全て赤で落としているわけではなくて、例えば斎場ですとか県央の事務組合とかも当然ここを赤で落としているわけではございません。ですので、今回ごみ処理場というお話がありますけれども、そういったものを全て、ここで定めている公共施設のゾーンというか、そういったものに指定するという考えではないというふうには私ども認識しております。

以上でございます。

（坂本（晃））だって、鴻巣市の全体計画だよ。その中で、農地は農地、宅地は宅地、工業団地は工業団地というふうに分けてあるよ、今回も。そういう、それが総合振興計画の中身になっているわけだ。それで、では鴻巣が新たなことをやろうとしたときに、全てそれはやらなくてもいいのだと。本来ならば、市役所のところだって、土地利用構想になれば、もうそういう公共施設という感覚で入れてあるわけだ、全部を。ほかのことも全部それやらなくてはいけないのだ。それが法律だと思うのだ。一部はやっていないけれども、一部はやらなくてもいいって、そんなのはおかしいのだから。きちんとやっぴりそれはやるべきことはやるのが本当なのだ、手続は。誰も反対はしない。市役所を、では元に戻せなんて言わないのだから。こういうところだって、当然そういう審議にかかれば当然オーケーになるのだ。それをやるかやらないかなのだ。

それが姿勢。鴻巣市の市の考え方が曖昧でもいいや、やってしまえという考えなのか、きちんと法律に基づいて、こういう段階を経ていきますよという、そういう市役所なのかなのだ。そこを問われているのだ。

（市長政策室副室長）先ほども答弁申し上げたとおり、課長からも答弁したとおり、土地利用構想の見直し、当然7次を控えていまして、その7次のときに当然いろんな部分を検討すると思います。ですので、私が先ほどお話ししたのはあくまでも総括的な部分で、全てを入れているものではない。特に組合方式のものというのは市が直接決定するものではないというふうに認識しておりますので、その辺も踏まえて、今後直近ですと7次の構想の見直しのときに、その辺も全て含めて何を土地利用構想図、何を方向性として示したらいいのかということを議論させていただいて、しっかりとしたものをつくっていききたいというふうに思っております。

以上です。

（坂本（晃））今の答弁だと、6次の後期計画には入らないと。第7次の総合振興計画の中に盛り込むということだよ。それでよろしいですか。

（市長政策室副室長）すみません。細かいところで申し訳ございません。当然今回6次の後期というのは時点修正ということで今回の変更、議案として提案させていただいた部分だけになります。7次のほうも、そこも含めて、例えばごみ処理場の関係も含めて、そこをどうしたらいいかということを検討していききたいというふうに考えております。

以上です。

（坂本（晃））本当にそうだ。7次になれば5年後なのだから。それがスタートなのだよ、7次の。それでできなければ、その後期の5年でやるということで、10年も先になってしまうかも分からないのだ、本当に。本当にそれでいいのかと。そんな計画性がなくて、これから計画立てるのだと言うけれども、今すぐにでも欲しいわけだ。ごみ処理場なんかは、今まで6年かけてやってきて、もうすぐやらなくては間に合わないよという状況の中で、それを白紙にしたのだ。では、すぐに次の段階

に行くのだという、そういう計画立てられない、執行部としては。どうなのだろう。

（市長政策室副室長）ごみ処理場の予定地に色をつける、土地利用構想図に落とすか落とさないかというのは、現時点では当然しなかったわけですし、ただ7次のときにそこは、……次に変更するとなれば、基本的には7次に向けての見直しになると思います。なので、その中でやっぱり議論していくべきものなのかなと。

それと、ごみ処理場の最終的な選定とかというのは、やはり組合が決定するようなものであるのかなというふうには認識しておりますので、その辺も含めてどういう形が一番いいのかというのは考えていきたいと思っています。

以上です。

（坂本（晃））しつこいようだけれども、ちょっと聞きたい、そこ本当に。ごみ処理場は組合で決めるのだからと言うけれども、やっぱり地元。地元で選定したここが一番いいのですよということを出して、初めてあそこは候補地になっていったわけだ。今回だってそうなのだ。最初は4か所だったと言ったけれども、その4か所を提案して、それを含めて53か所を選んで、その中からあそこはトップだよということで選ばれたのだ。やっぱり事前の最初のスタートは市なのだ。市が土地利用はここはこういうふうに使いたいよと、こういうふうに使っていいのだよということを決めた段階で初めてその候補になるのだ。だから、第7次のほうに移行してというようなこともちょっと私は納得できないところもあるのだけれども、あまりこれだけ言ってもしょうがないので、これについてはほかの人もあるかもしれないので、ここについてはこれで私は収める。次に、もう一つ、さっき言った県の工業団地で。県の工業団地は、都市計のほうで説明会開いて、公聴会とかとやって、それはオーケーしている。この図を見ると、本当工業団地のエリアが、この総合振興計画の図を見ると、このエリアの茶色のところは工業流通地ゾーンか、これが全部そこまで入っているのかと。フラワー通りから、ちょっと南のほうというのかな、そっちへ南西のほうへ行ったところは、農地の部分は引っ

かかっているのか。この茶色のラインの中、全部入っているのか、それともそうではなく、これも農地が入っていると思うのだ。残される部分も幾らかあると言っているけれども、今まで農地として使ってきた部分が、このラインの茶色の部分だけではない、もうちょっと緑の部分もかかっていると思うのだ、今回のこの県の工業団地の構想の中で、計画の中で。そうではないか。確認。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらはあくまでも計画地が示された部分を、ちょっと縮尺がかなり違うもので、かなり大きな縮尺になっていますので、分かりづらい部分もあるのですが、おおむねエリアとしては囲われているというふうに判断しております。

（坂本（晃））この場合は、さっきちょっと説明したけれども、よく分からなかったのもう一回聞きたいなと思っているのだけれども、これは土地利用構想の中で変更かかっているの。流通ゾーンだから構わないのか、全部含まれてしまっているから。おおむねということは、全てではないということだと思うのだ。必ずもうこのゾーンの中に入っているから、こういう手続は要らないのだということになるのか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）すみません、土地利用構想図ということで示させてもらっていますので、あくまでも正確にどこまでということではなくて、このエリアにこういったゾーンが方向性として示してあるというような考え方でおります。

（坂本（晃））分かりました、そこは。では、それはオーケー。これ以上は言わない。

では、本体のこの道の駅のことに関してだけれども、今まで執行部が言ってきたのは、大幹線排水路の17号寄りだったのだ。それを今回拡張になるわけだ、そのエリアが。ゾーンが拡張になると。そこに完全に排水路から北側になるのかな、そこに道の駅が全部入ってしまうと。今回そうだよ。ということになると、もともとあった幹線排水路から17号国道までの間の三角のこのピンクのゾーンは、今後どういう利用になるのだろう。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの今のピンクの三角の交差点

のところなのですけれども、こちらにつきましては交流産業ゾーンという形で、17号バイパス、上尾道路の交通の結節点でありまして、北鴻巣駅からも徒歩で行ける部分でありまして、非常にポテンシャルというものが高いもので、そちらを最大限生かしまして、道の駅を中心とする都市と農地の調和ということで掲げておりますので、道の駅の整備地ということだけを示したものではありませんので、現在のままの形で方向性は変えずに、このままピンクという形で残したいと思います。

（坂本（晃））私はこれ一般質問で聞いたかどうかはちょっと覚えていないのだけれども、市長に、市長がもともと幹線排水路のこっち方にあったのをこっちへ移すと、私に言ったことがあるのです。市長はそれを私に言ったときに、市長に、では今まで予定されていたところの地権者たちはどうなるのだと。こっち道の駅ができるのだよということでゾーンに入っていて、期待していた人がいっぱいいるわけです。それは、もう今回はないよと。道の駅はこっちへ移ってしまったから、あなた方の土地は関係ないよと、ゾーンで置いておくけれども、関係ないよと。開発行為は今は何も予定ないということになったわけだ。何でこっちへ移したのだと疑問はあったわけ。その部分については、もう一回説明してくれる。なぜもともとの土地から今の変更になるゾーンのほうに行くのか。その部分についてはもう一回説明してくれる。

（市長政策室参事兼総合政策課長）総合政策課としては、こちらの構想図でゾーンを決めて示しているわけですからけれども、実際に道の駅の計画地を確定させるというのは環境経済部のほうで実施しておりますので、詳細についてはこちらでは答弁のほうは差し控えさせていただきます。

（坂本（晃））では、1つだけ。本当にここだけ確認したい。もともとは予定されていた土地から動いたのは事実だよ。これだけはちょっと確認したい。

（市長政策室参事兼総合政策課長）もともとというのも、正確に示されたのが今の計画地であると思いますので、その辺についても経緯についても総合政策課のほうからでは答弁のほうは差し控えさせていただきます。

(坂本(晃)) だって、あくまでもこの土地利用構想の利用の構想変更はここでやるのだ。ここで出ているのだ。幾ら環境経済が主管だと言ったって、土地のこのことに関してはここでやるのだ。だから、やっぱり向こうへ行く、ここでオーケーしなければできないのだ、幾ら環境がやると言っただって。ここは連携して、きちんとその辺の調整はできると思うのだ。今きちんとこうだからとはっきり言えないかもしれないけれども、実際に変更したのは事実なのだ。これはしようがない、事実なのだから。事実だよ。そこだけでいい、では、変更は。こっちがやったのではなくて向こうがやったにしても、変更は事実なのだ。

(市長政策室参事兼総合政策課長) すみません、変更という部分では、やはりちょっとお答えできないのですが、あくまでもこの場所が交差点、17号と上尾道路の結節点ということで、ここは非常にポテンシャルが高いということで、今交流産業ゾーンという形で設定させていただいております。それに対して計画地の選定については担当部署のほうでというようなお答えになってしまいますけれども、そういったことをご理解のほうをお願いいたします。

(坂本(晃)) しつこいけれども、もう一回聞く。もともとは幹線排水路の17号寄り、そこが交流流通ゾーンだったか、そういうゾーンになっているわけだ。道の駅はそこしかできないのだ、この計画でいくと。市の基本構想の中では、道の駅というのはその部分しか造れないわけなのだ。だから、新たに環境が、では環境経済がこっちに計画したいと言ったときに、初めてゾーンを拡張しなければできないのだ。ということは、本来の鴻巣の基本構想は幹線排水路の向こうだった。誰が言おうとそこは事実なのだ。これ議会承認でこの計画書を作ったのだから、賛成しているのだから。だから、その部分については、基本はそこにある。それをこっち側になるからというゾーンに拡張するということはいけないことではないのだけれども、それをやってもいいのだけれども、こういう手続が必要になってくると。そういうことなのだ。だから、いいのだからやっているのだから。必要ないのであれば、もともとこっちまでで問題ないのなら、この手続する必要はないのだ。議会でやらなくてはならな

いとさっき答弁したのだから、その部分は必ず元があったからこっち変更になるということ、事実なの。これは、言い悪いではないのだ、事実なのだ。それを認めないならしようがないけれども、それはあくまでも我々はそういう判断をしているということだ。

あともう一つ。こういう開発行為の場合に、農地は守るという立場から考えれば、では市が勝手にここをやれよ、あそこをやれよと計画立てれば、全て許可が出るのかどうか、それはどうなのだ。

（市長政策室参事兼総合政策課長）そちらの許可が出る出ないについても、こちらの所管はございませんので、あくまでも構想図のほうを示しているということで、先ほども申し上げましたけれども、方向性を示すものでございますので、許可とかとなるとそれぞれの部署になるかと思えます。

（坂本（晃））私は、これは委員会が違うからといえればそれまでなのだけれども、前から農地を守る側のほうからすれば、要するに工業開発するとか、そういう宅地開発するといった場合に、大きな開発になった場合に、その分農地が減ると、農業を守るためには、では今まで予定したところを元に戻して、農地に戻して、その分を追加してオーケーになるよとかと、こういう変更するのだという話聞いていたのだけれども、そういうことは問題、確かにそういうことをやらなくてはいけないのかどうか、そこのところをちょっともう一回確認させて。言えないといえましょうがないけれども、そのくらい分かるのではないか。担当外で関連で答えていただきたい。

（市長政策室参事兼総合政策課長）やはりちょっと農地に関することについては、やはりこちらではなく、環境経済部のほうになりますので、ちょっと答弁のほうは控えさせてもらいます。

（潮田）今回の23号のうち、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値の更新に連動してということでありましてけれども、今年度も新生児の出生数が昨年よりもかなり減少しております。令和元年度は693人、令和2年度、2月末で602人、3月1か月分を足したとしても1割近くの減が考えられるわけですがけれども、本市としての将来展望の考えは変わらな

いということでしょうか、まず確認したいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）人口の将来展望につきましては、平成28年3月に策定した人口ビジョンで設定したものになりまして、こちらの人口展望は長期の目標として2040年における10万人の維持ということで掲げておりますので、目標値の変更については今回の修正のほうはかけることは考えておりません。

（潮田）ということは、今のところまだ鴻巣市としては明るい展望を持っているというふうに考えているということでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）上方修正されまして、順調に進んでいるように見えるのですが、やはりコロナの影響等もございますので、これから少子化がさらに進むというようなことも言われておりますので、今後はやはり10万人達成に向けてはさらに子育て等の取組は強化していかなければならないというふうに思っています。

（潮田）では次で、土地利用のほうになります。総合振興計画は最上位計画でありますし、土地利用構想など根幹に関わるものでありますので、そうそう変えるものではないと思います。時代背景、市民ニーズなどに合わせ、適切な変更も必要というふうに思っておりますけれども、上尾道路だとか産業団地だとかで国や県の施策にその都度振り回されるというのはおかしいというふうに思っております。今後の上尾道路の進捗により、さらに変わりゆく可能性、もうこれはかなり現実的なものになってきているかなというふうに思います。沿道検討ゾーンというふうになってはいますけれども、今回の変更に当たり、上尾道路沿道整備について議論はされたのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）上尾道路の沿道についてですが、こちら庁内もそうですけれども、審議会でも議論をしていただきました。その中での意見としては、長期的に検討するとした現在の方針、まだ開通が見えていない中、現在の方針を維持するというのが妥当だという意見と、それから将来の発展のために最大の効果が発揮される形を具体的に示すべきではないか、そういった意見もありましたし、また開通によりまして市の核が移動してしまうのではないかと、その場合、現在の中心

市街地の部分の活性化策、そういったものも併せて検討すべきだと、そのような意見がございましたが、最終的にはやはり開通時期がまだ未定であるということ踏まえまして、現在の方針を維持するのが妥当であるというような意見をいただいております。

（潮田）第6次のほうではそうですけれども、第7次とか、實際上尾道路が今ほとんど、既に箕田地域のほうとかは土台だけになってきているところが多くなってきておりまして、本当に今までだと、昨年、一昨年ぐらいまでだとまだそれほど現実味がなかったのが、かなり現実味を帯びているところがあります。そうなってくると、例えば次の総合振興計画のときにはもう絶対入れておかないと、これしっかり考えておかないとかなというふうに思っております、今回私も一般質問の中でも出させていただいているのですけれども、これは実際にはみんな市街化調整区域の地域でありまして、総合振興計画のほうで変えていかないと、市街化調整区域からそこにどこか大きなスーパーが入るとかというのなかなか難しいものがございますので、具体的なもの、第7次ぐらいでは考えていけるというふうに思っておりますのでよろしいのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）市のほうとしましては、やはり進捗、かなり進んできましたので、もう着手し始めましたので、進捗を見ながら、長期的な視点で産業の振興等最大限の効果が発揮できるように、7次に向けて検討していく。また、6次の後期基本計画にも7次に向けてという部分はどこかしらで示していきたいというふうに考えております。

（潮田）これについては卵が先か、鶏が先かで、民間もかなり注目をすると思いますので、民間が出てきたいと思ったときに、ハードルを下げておくとか、市民のためによくなるということの意味で質問させていただきましてけれども、これどうにか本当にしていけないと、できたものの、ずっとそのままで周り何も変わらないというふうになってしまったら、上尾道路の意味がないかなというふうに思いますので、これはきっちりとやっていただきたいというふうに思っております。

次が、道の駅整備事業の進捗に伴う変更の交流産業ゾーンとなる範囲は、

道の駅の土地範囲よりも実際にはかなり広いところがこれピンクで示されておりましてけれども、この場所って現在農地であります。道の駅周辺が今回の変更により農地から転用するのに大きく、このピンクのゾーン全部が有利になるとかというふうになるのか。当然そうなると固定資産税とかにも影響が、土地評価にも影響が出てくると思うのですけれども、どうなのでしょう。

（市長政策室参事兼総合政策課長）あくまでも土地利用構想は、先ほども答弁させていただきましたが、土地の利用の中心となるべき方向性を示したものでございますので、それによって固定資産税の評価とか、そういった部分に影響は出ることはないと考えています。

（潮田）これがどうにか変わるのだろうと思ったら、皆さん目をつけるかなというふうに思うのですけれども、今のところはそういうところには直接関係ないということではよろしいのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今のところは具体的にその計画地が何か計画されるとかということがない限りは影響はないと考えています。

（潮田）最後というか、一番根本的なところなのですけれども、この資料で示していただきました新旧対照表の図面からしても、例えば鴻巣市役所周辺の赤いところって物すごく曖昧な、すごく広い範囲、どこからどこなのだから分からないぐらいな図面になっておりまして、こういうのもっと細かい図面が本当はあるというか、あるのでしょうか。ゾーンですから、エリア、地域を表すということだと思えるのですけれども、あまりにも鴻巣市役所周辺のって大きくくくっていて、なのですが、これって何平方とかで区切りというか、本当はもっとメッシュで細かくなっているものなのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）鴻巣の土地利用構想図は結構細かくエリアを色を塗ってあるのですけれども、例えば北本とか桶川の土地利用構想図を見ますと、本当にぼやっと大きな丸で囲ったりというような形になっていきますので、その辺は今後7次に向けてはこの構想図の示し方、あまり細かく示しても、ではここはどこなのだということで誤解を招く可能性もございますので、この土地利用構想図の示し方も今後検討

はしていきたいと思います。

（中野）先ほどの議案第23号、先ほど坂本委員の質問から比べると非常に次元が低い質問になってしまうのですが、1つは、この第6次の総合振興計画基本計画の構想の変更の中で、将来人口について表というか、表ですよ、これ。表でグラフで出ているのですが、これの下に見てみると、国立社会保障・人口問題研究所は変更後は当然直近のを使っているわけですから、僅かといえども人口が伸びているのですよね、先ほど言いましたように国立社会保障・人口問題研究所のやつは。ところが、本市のを見ると、変更前と変更後は全く数字が同じなのです、これ見てみると。どこに違いがあるのかと見ると、ここによく小さい字で注釈を見ますと、今までの現行は国立社会保障・人口問題研究所の推計に3,000人プラスしていたのです。今回は、先ほど言いましたように、国立社会保障・人口問題研究所は伸びているのにうちは同じ、本市は。それはなぜかという、プラス2,000人と、1,000人減らしたのです。それで、現行と変更後、同じにしてしまっていると。この3,000人、今までプラス3,000人だったものを2,000人に減らした理由は何なのか。つまり鴻巣市は、例えばいろいろ流入が多いとか、そして人口を増やすというような施策を幾つか打ってきているわけですよ。にもかかわらず、こういうふうなプラス3,000人をプラス2,000人というふうにした理由は何なのかについて伺っておきたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらにつきましては、先ほども答弁させていただいたのですが、28年に人口ビジョンで設定したもので、将来人口展望というのは長期の目標として2040年における10万人の維持ということで掲げておりますので、目標値に向かって順調に、10万人に向かって推移しているというような考えを今のところ持っておりますが、ただ先ほども言ったように、コロナの関係もあって、これからまた人口減少というようなことも考えられますので、状況に応じて、またいろいろな対策を取ってしていきたいと思います。

（中野）少なくともこれまで鴻巣市が、言わば人口を維持ないし増やしていくという意味での施策を幾つか打ってきましたよね。ここには今副

委員長がいます。副委員長が今までまず婚活なんかもその施策の一つだ
と思うのですが、そういうものを打って、何とか、言わば国立社会保障
・人口問題研究所の推計より、この近隣ではもう消滅するということ
も言われているところもあるわけです。そういう中で何とかしようとい
う中でやったのに、私が聞いているのはダイレクトに、プラス3,000人を
何でプラス2,000人という、1,000人減したのだと。今僅か答弁らしき答
弁というのはコロナ禍だというのが、総合政策課長から答弁ありました
けれども、私はその答弁というのは3,000人を2,000人にしたというこ
とだけの、なぜなのだというだけの答弁にはなっていないと思うのです。
コロナ禍だから人口減少が続くのだろうと。一方、今言った国立社会保
障・人口問題研究所はなぜ増やしているのだ、僅かといえども。その
違いが、差異があるわけ。それについて何なのだというふうに、つくる
側としてどうしてそうしたのだというのを聞いているわけ。それはコロ
ナ禍だけなのですか。コロナ禍だけというのは本市だけの問題ではな
いのです。という意味でどうですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）2040年10万人に向けて様々な取組を
展開しているところでございますが、実際に2020年の人口、直近のもの
でいいますと、10万人というのが合計特殊出生率のほうで、こちらを1.6、
2040年に1.6まで上げた場合、10万人が達成できるというような推計にな
っておりまして、現在のところ、2020年では1.21を目標に掲げておりま
したが、実際の埼玉県で発表された数字ですと1.06というような非常に
低い数値にもなっております。その辺もございまして、あくまでも2040年
の10万人を目標に今後とも取り組んでいくということで、設定のほうの変
更は今回は考えておりませんでした。

（中野）ちょっと今答弁ですと、あくまで鴻巣市としては2040年、令和
でいうと22年ですか、というものについて10万人を切らないということ、
そこが第一目標なのだというので、言わば国立社会保障・人口問題研
究所がどう言おうと、極端に言えば、どういう推計を出そうと、鴻巣市
としては2040年、令和22年には10万人を割らないということで今後もそ
うした施策を多く打っていくのだというふうに課長答弁から聞き取れた

のですけれども、そんな私が今申し上げたことでいいのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まずは10万人目標に今後も取組のほうを進めていきますが、令和2年に国勢調査がございまして、またこれから3年後か、さらに社人研のほうから推計値のほうが発表されますので、そういったものをまた確認しながら、今後の展望についてもまた検討してまいりたいと思います。

（中野）確かに2040年、令和22年ということになると、あと19年後か、ちょっと俺は生きていないと思うから。課長の言っていることがきちっと達成されるのかどうかというのは残念ながら見届けるわけにはいかないような気もするのだけれども、そういう意味ではやっぱりきちっとした、10万人を割らないということの大前提にしているということですから、そういう点ではそこについてこれからの施策に反映させていくということを期待したいと思います。

次、2点目。2点目は、再々潮田委員、それから坂本委員からも出ていましたように、第6次の総合振興計画の基本構想の変更の中で、土地利用構想ということで、これを見ていると、少なくともはっきり言えることは、この図を見ると産業団地によって、少なくとも明らかに農地が減っていくのです、これ拡大されているわけだから。同時に、道の駅についても、これらの図からいうと、ピンクの部分ですか、交流産業ゾーンは増えていくわけ。そうすると、その部分農地が減少していくわけだ。道の駅の部分だって農地部分もあるけれども、今言ったようにもともと工業団地部分だって、絵からすると縮小されるわけでしょう。そうすると聞きたいのは、このことによって、少なくとも農地がどのくらい減るか。逆に言うと、言わば工業ゾーンが増えるが幾らになるか、逆の言い方すれば。それから、今言ったように、交流産業ゾーンがどれだけ増えるか。その分農地が減るというふうに理解したら、その増える部分についてですけれども、現行の基本構想の面積と、それから改定後の面積がどうなのかについて、通告していますので、お聞きしたいと思うのです。

（市長政策室参事兼総合政策課長）土地利用構想につきましては、あくまでもゾーニング、ゾーンで示すものでございまして、面積を示すもの

ではございませんが、計画地の面積としては、産業団地が約17ヘクタール、道の駅が約4ヘクタールと示されております。

(中野) そうすると、逆に言うと、工業団地のほうがトータルで17ヘクタール、それから道の駅が4ヘクタールと答弁ありました。そうすると、このことによって、特に工業団地の部分については、これだけ17ヘクタール農地が減るという理解でいいと思うのです。ところが、今度は道の駅は4ヘクタールということは、この部分について交流産業ゾーンがこれだけ増えるということでしょう。向こうへ移動しているわけだから。計画は移動しているのだけど、もともと用途はそのままやっているわけだから、この構想は改定後は。そう移ったからこっちへ戻すのではなくて、こっちもそのまま交流ゾーンにしているわけだから。ということは、道の駅4ヘクタールできるということは、それは移った以上はその分減るのだ、どこかが。どこかというか、農地。そういう理解でいいのですか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) ゾーンで管理というか、面積で管理しているわけではなくて、ゾーンのあくまでも設定でございませぬので、増やした分減らすとか、そういった土地利用の構想図に関しては、そういった観点、考え方ではなく、あくまでもゾーンが変わる部分についてはゾーンの変更をかける、どこかを減らすということではないというふうに考えています。

(中野) そういう考え方からすると、あくまでも基本構想の土地利用について、面積も何もなくて、ただゾーンで考えているということになると、非常にアバウトになるわけ。そうすると、逆に言うと、例えば工業団地にしても、道の駅にしても、そこには農家といえども地権者がいるわけだ。地権者にしてみれば、うちは買ってもらえるところなのか、あるいは買ってもらえないところなのかというのが、聞かれたとき我々、ゾーンでやっているのだから、そこははっきりしませんなんていうような答弁は我々はできないのだ、地権者に聞かれたときに。それはやっぱり計画として非常にアバウトだと思うのだけれども、やっぱりきちっと、ではどこまでが用地買収の対象になるのかというようなことをやっぱり

私はこれで示していると思っているから。ところが、今の答弁だと、ゾーンだからそういう面積で出していないということになると、ではゾーンは何をもってゾーンつくるのだと。勝手にゾーンできるのですか、では。この辺に広げておこうとか、構想でやる時、議会に出す時。そういうものではないと思うのだ、やっぱりきちっとしたものだと思うのだ、土地利用の基本構想というのは。私はそういう位置づけでいるから。その辺どうなのですか。

（市長政策室副室長）先ほど前者の答弁で課長のほうからも、ゾーンのまず示し方、これが鴻巣がなかなかまだ示していない。ただ、他市と比べると、これでもかなり細かいほうだなというふうには、私はそう思っております。比較するとそういう形になっております。

先ほど委員さんのほうから、農地が17ヘクタール、4ヘクタール分減るのではないかという、その部分のお答えですけれども、変更前と変更後を見ていただきますと、既に変更前に工業流通地ゾーンだったエリアも含まれていますので、丸々17ヘクタール、丸々4ヘクタールが農地がなくなる、この土地利用構想図の中でその分がなくなるということではないということもまずご理解いただきたいと思います。やはりゾーニングの関係、面積がきちり出ていないのではないかというご指摘もございまして、その辺の示し方についても、やはりその示し方が詳細なほうがいいのか、あるいは逆に曖昧というか、ぼんやりというか、そういうところも逆にメリットがいろいろあると思うのです。なので、その辺をいろいろ考えまして、やはり次回以降、7次に向けてはそういったところは考えていかないといけないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

（中野）今の答弁でおおむね了とするのですけれども、7次で考えると。考えるときに、先ほど鴻巣市はまだはっきりしているほうだと、他市のほうがもっとぼやっとしている部分があるということなのですけれども、考えてみるというのはどういう、ぼやっとさせるのか、もったきちっとさせていくのか、考えるというのはどういう位置で考えているので

すか。

(市長政策室副室長) まず、繰り返しになりますけれども、土地利用構想の在り方というか目的というのが、利用の中心となるべき方向性ということで規定しておりますので。やはり今先ほどちょっと委員さんのほうからも、買収の関係とか、そういうお話にも発展していく。なので、ある意味すごく慎重にならなくてはいけない部分もありますので、そういった意味から、明確に示すのがいいのか、ゾーンという形でぼんやりさせたほうがいいのか、そういったところをいろいろやっぱり考えていかないといけないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

(委員長) 1時間になりましたので、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時01分)



(開議 午前10時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第23号について、ほかに質疑ございますか。

(竹田) 何点か通告させていただいておりますので、あわせて他の委員の質問を聞いておりました、ちょっと疑問に思うところがありますので、それも併せてお聞きをしていきたいと思っております。

1点目が、土地利用構想はかなりリアルなゾーンで示していますけれども、場所的にはかなりリアルなものですけれども、人口ビジョン構想はあまりリアリティーに富んだ数字になっていないと私は受け止めますので、その点からまず質問をいたします。人口ビジョン構想に基づく将来人口展望について、例えばこの表を見ると2020年、去年の数字ですけれども、11万5,687人と、社人研のだと11万6,760人になっています。実際に例えば2021年の1月の状況を見ると、約11万7,900人くらいになっていますよね。そういう点では、実人口にしない理由というのは何かあるのか伺います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 実人口ということですが、こちらは先ほどから何回も答弁させていただいている人口ビジョンに基づ

く将来人口展望ということで、2040年10万人というのを目標にしております。その将来人口展望というのは、10万人に向けて、また合計特殊出生率1.6達成のためにシミュレーションを組んで算定したものですので、設定したものですので、そちらを目標に今後様々な事業を進めていくというような形になります。

（竹田）それはそうなのですけれども、例えばゾーン、土地利用構想はかなりリアルチックなもので、ゾーンとしてやっていますよね。現実に近い部分で今変更しているわけです。でも、人口は全然今の現実を無視した将来人口ビジョンに基づいて社人研が示したものに、3,000人だったのを今度2,000人にするというようにしているということそのものが、何でもそうだと思うのですけれども、現実から出発して将来どういうまちをつくっていくかというのが本来のまちづくりというか、関わってくるのだと思うのです。そういう点から言うと、土地利用構想はかなりリアルにやるのに、人口だけはリアリティーにない部分はなぜなのかということ。全然現実とマッチしていないものを出すことは、信憑性という点でどうなのかなというふうに考えるものですから、あえて質問しています。

（市長政策室参事兼総合政策課長）土地の利用構想図につきましては、あくまでも計画地が具体的に示されたことによる変更となります。人口については、この人口減少という問題は非常に難しい問題で、短期間で何か達成されるものではございませんので、2040年あくまでも10万人ということで長期的な目標で設定をしておりますことから、途中で変えたりということは今のところ考えておりません。

（竹田）そうすると、将来的に2040年に10万人ということは実際になってみないと分からない側面ありますけれども、では国勢調査って何のためにあるのですか。実際に国勢調査をして、現在鴻巣に何人の方がお住まいですということで国勢調査するわけです。先ほど出生率の推移も1.60でやっていますけれども、絶対1.06だという説明があったのです。そうしたものを加味して将来人口像を、推移していくほうがよほどリアリティーに富んだ、現実味のあるまちづくりにつながるのではないです

か。これを見たって、誰もこの数字見て真剣に私は見ないと思います。全然実際と違うものを将来人口像って。将来のこと分からなかったとしても、過去の数字は実際にあるわけだから、過去の数字をちゃんと入れ替えて、かつ特殊出生率も1.60でなくて1.06になっているわけだから、そうした部分も含めて、本来2040年に10万人になる推計を出すというほうが、私は知恵も使っているし、現実を見ているのだなというふうに思うと思うのですけれども、そういうお考えが持てるのかどうか確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、国勢調査につきましては、社人研のこの人口推計も国勢調査に基づいたものになります。そういったものを見ながら現在の人口動態、鴻巣が目標に向かってどのぐらいの進捗を図れているのか、そういった部分を参考にしながら、今後の人口減少対策というものをしっかりしていきたいと思いますので、あくまでも目標に向かって今後も取組を継続してまいりたいと考えております。

（竹田）先ほどの国勢調査の数字も参考にしているというふうにご説明なさいました。では、どこにこの中では国勢調査に基づく数字が出ているのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらの社人研の推計が、国勢調査に基づいた推計になります。

（竹田）ということは、2020年は国勢調査が行われた年です。この数字は、ここに出ている社人研の数字でいいのですか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現在、最新の推計値というものは、平成27年の国勢調査に基づきまして平成30年に発表された値になっております。2年の国勢調査については、また恐らく3年後ぐらいに発表されると思いますので、またその辺はしっかりと確認をして、検証のほうはしていきたいと思います。

（竹田）ちょっと申し訳ない、しつこいように申し訳ないのですけれども、例えば国勢調査は国勢調査でありますけれども、住民基本台帳は毎月クリアされて出ていますよね。2020年、令和2年の数字というのは実数字は幾つだったのか確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）2020年、一応10月1日時点の住民基本台帳の人口ですと11万8,042人で、市の将来展望と比較しますと1,282人プラスとなっております。

（竹田）私は、やはり本当に知恵も使って、今の2020年の10月1日現在11万8,042人と、かつ特殊出生率も下がっているということを加味して、2040年に10万人を維持するという構想のほうが、よほど市民も納得するし、実情に合ったものに合っていくのではないかとというふうに思うのです。だって、特殊出生率を1.60人にして、先ほどコロナの問題も言われましたけれども、そういう点から言うと、もっと1.06よりも下がっている可能性もありますよね。そうした点をやっぱり加味してつくっていくのが、いわゆる鴻巣市の総合振興計画のちゃんと実情に合ったものになっていくのではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

（市長政策室副室長）まず、今回のこの見直しなのですが、あくまでも後期基本計画の策定に向けた時点修正というところで何度もご説明させていただいていると思います。その中で、この基本構想というのが10年間、平成29年から令和8年までの10年間のスパンでの計画になっています。今将来人口展望を多分実情に合わせて、せめて2020年の数値は上方修正というか、そういうのをしたほうがいいのかというご質問だと思うのですが、あくまでもこの基本構想の中の10年間の推移を、要はそこで目標を立てて、今2040年に10万人という最終的な目標があります。この10年間では令和8年の目標というのが11万2,700人というのを定めているわけです。そこに向けて、今多少なりとも推計というか、予測よりもいい数字が出ていますけれども、そこで一喜一憂するわけではなくて、この10年間という、やはり基本構想というのは本来10年間ですから、10年間のこの人口の推移を見て、そこで実際に推計と比べてよくなっているのか、悪くなっているのか、それを判断するものが基本構想だというふうに私は考えております。ですので、ここの5年間のこの後期の策定に向けての見直しで、その時点までを修正するというよりは、やはりこの基本構想の基本的な期間である10年間のスパンでやはりここのところは見て、そこで最終的に6次の総括をするときに

上回っていた、下がっていた、今後ではそのまた10年後どこに設定していくのかという、そういう議論になるのかなというふうに考えております。

以上です。

（竹田）考え方が違うので、議論しても進展はないと思うのですがけれども、評価というのは現実にあった部分で評価するわけですよ。かつ、今回見直しを行うのだったら、努力しているところの人口ビジョンでどうだったのかとかいうふうに考えるわけで、特殊出生率のこの数字もいいのかというふうに考えるわけで、その点で現実の数字がリアリティーなものでないにもかかわらず評価の対象とするというところは、おかしなものになるかなと思うのですが、現実性に富んだ評価というのは必要なか、必要でないのかと、ちょっと見解を伺う。

（市長政策室副室長）先ほどご答弁したとおり、一応私どもの考えというはあくまでもこの基本構想が10年スパンという形で、10年間でどうなる、10年間取り組んできて、そのときの目標というのが今言った、最終的な目標が1.60、あるいは転出を最低限ゼロに維持するという、そういう目標を掲げているわけですので、そこに向けての10年間努力した結果がどうかという、やはりその判断というのはその途中途中で数字を細かく入れ替えるのではなくて、あくまでも10年間のスパンで、現実の数値というのはその時点その時点で分かるわけですから、毎年毎年そこである程度の時点を定めて、推移が少し上回っているなとか、少しあれだなとかというのは分かると思います。ただ、やっぱり10年間で、先ほどから申しているように、今回のコロナですとか、いろんな要素ってあると思うのです。転入超過も今何年間か連続でずっと転入超過続いていますけれども、それがどういう推移していくかというのも分かりませんので、やはりここも計画値は計画値、実数値は実数値でしっかり押さえて、そこで比較して検討していけばいいのかなというふうに考えております。

以上です。

（竹田）私は今のお話を伺って、今、後期に入っていくわけですがけれど

も、そういう点から言うと、小さく見積もって実際は大きかったと、だったらよかったねという評価につながっていく、逆に言えば、そういうふうに見誤った判断にもなりかねないので、私は先ほどの社人研が示した特殊出生率を数字を書き直すことや、現在の数字で、では今後どういうまちづくりをしていくかというところの正しい判断につながっていくというふうに考えますが、私の考えは間違っていますか。

（市長政策室副室長）この人口ビジョンの、もう一つ計画、鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これ今第2次の計画があります。その計画自体が人口減少への対応ですとか、人口減少を抑制するとか、そういったものに特化した計画ですよ。その中の数値と、今総振のほうのこの将来人口も連動しています。なので、やはりそこの、今現在ここで時点修正をするから、ここに合わせてまた将来人口を変えるというのではなくて、あくまでも人口問題に特化した計画がもう一つあって、それをこちらのほうにも連動して、同じ数値で考えていますので、そこのところというのはやはりその期間でしっかり見ていきたい、細かいところで修正をかけるのではなくて、やはり定められた計画期間の中でいろいろまちづくりの成果というのを考えていきたい。

今小さい目標でというお話がありましたけれども、この人口の目標ももちろんですけども、例えば基本計画の中にも施策ですとか基本事業ですとか、当然一つ一つの事務事業にも今成果指標というのを定めています。この成果指標の設定というのも、後期に向けてまた今回見直すわけですけども、かなりめざす数値というのは高い数値をやっぱり設定しています。やはり各課とヒアリングする中でも、私も5次の後期の見直しの際に担当していたときがあったのですが、やはりどうしても担当、私もそうですけれども、担当としてはクリアできそうな数値をやっぱり入れて、クリアしたいというのがありますけれども、やはりそれだと計画の意味がない。ですので、そういった面では少しでもちょっと努力しないとできないとか、ちょっと高い数値というのを基本的には設定しますから、決してそういう低い数値で設定しているということは、この計画全体に通してそういうことではないというふうに考えております。

以上です。

（竹田）クリアできる目標を決めたいというのは明らかですけれども、人口については、人口の推移については、今示されている数字は小さいのですよ。実際は高いのですよ。だから、言っていることがちょっと違うのではないかなというふうに思うのです。そうした中で、出生率は下がっていると。そうした中でどんなことをやったらいいかという、より現実味のある計画になっていくのではないですかというのが私の問題提起ですが、私の問題提起というのは間違っていますか。

（市長政策室副室長）この人口の展望の数値についても、社人研という国の目標値、これがあります。推計ですね。目標というより国の推計した値。それよりも高めに設定している。さらに、そこの計画よりも今現在上回っているということで、そういった比較がやはりこの計画に定めた数値からいろいろまちづくりの、特に人口の減少を抑制するというか、そういった取組がどうなのかというのが判断できると思うのです。なので、この将来人口展望の数値も決して低い値に当初定めているわけではなくて、あくまでも人口ビジョン全て、いろいろ精査した結果、この数値になっていると思いますので、決して低い数値だというふうには認識しておりません。

以上です。

（竹田）予想よりも今実際に住んでおられる人口が多いということは、様々な施策の総合的な評価として、数字としてはあると思うのです。それともう一つは特殊出生率の問題、これ1.60でやっていますけれども、現実的には非常に厳しい現実があって、かつコロナ禍であるということを考えてときに、例えばこの出生率の数字を見直すとかということは検討されなかったのか。

（市長政策室副室長）この後期に向けての今回の時点修正の中では考えておりません。やはりここは10年間のスパンで定めたものですので、当然……

（何事か声あり）

（市長政策室副室長）そうですね、目標とするもの。7次に向けて、ま

たその時点でやっぱりそこのところはまた議論する。その間にまち・ひと・しごと創生総合戦略の多分第3次の計画ができると思いますので、そちらのほうでしっかり人口のほうの推移等、目標等を定めた上で、それに連動した形で7次のほうを定めるような形になると思います。以上です。

（竹田）分かりました。自ら誇りを持って提案した中身ですので、折れるということはないと思いますので。

続いて、土地利用構想の変更があって、先ほど農地の面積については産業団地が17で、道の駅が4ヘクタールだということですがけれども、全部が農地が減るわけではないというのは他の委員の質問に答えた内容ですがけれども、でも農地は減るのですよね。ここをまず確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）農地のほうは、今回のこの事業により、事業が進捗されると、減少するような形になります。

（竹田）変更後、農地面積というのはどのくらいなのでしょう。

（市長政策室参事兼総合政策課長）土地利用構想では、あくまでも面積で管理をしているわけではございませんので、農地のほうの面積については総合政策課のほうでは把握しておりません。

（竹田）分かりました。

鴻巣市は、花と緑の都市宣言を議決しています。SDGsの関係でも、いわゆる農地というのは非常に重要な役割を果たしていただいています。そういう点から見ると、農地が減るということはお認めになりました。面積は把握していないということですがけれども、緑をこの農地を減らす分だけ、やっぱり環境保全に大きな影響が出ると思うのですが、それに代わる何か構想というのは、花と緑の都市宣言やSDGsとの関係で何かお持ちかお示してください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）SDGsの観点からしますと、当然目標の13というところに、気候変動という部分がございます。地球の温暖化の改善に地球規模で取り組んでいるところでございますけれども、こちらの道の駅、産業団地で農地が減るから何か取組をするということではなくて、もともと市のほうでは花と緑、取り組んでおります。

それに加えて、来年度からは都市宣言をして、さらに予算のほうも合計で既存を含めて1億を超える予算を組んでおりますので、そういった部分で今後花と緑のほうも推進のほうを取り組んでいきたいと思っております。

(竹田)花の様々な事業があるというのは予算上分かるのですけれども、では緑を増やすための事業というのは非常に、いわゆる樹木というのは私たちにきれいな空気を提供してくださる大事な役割を担います。そういう点から言うと、この場所の関係、それから保水場所との関係とか、そうした点での具体策はお示しいただきたいと。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 開発が行われる部分の保水という部分では、調整池等できちっと対策を取る形になりますけれども、緑の本市の取組としましては、今までも行っておりますが、小学校の校庭の芝生化、また保育所の園庭の芝生化、それから次年度、3年度については公園の整備もごさいますので、そういった部分で緑とか、芝含めて緑というものが増えていくものと思います。

(竹田)大間の、確かに公園整備はありますけれども、ここの部分での、いわゆる道の駅と、産業団地のところでの緑化というか、緑の推進というのはどのようになっていくのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 緑の推進に関しては、エリアで、ではどこが緑が多いとか少ないとかということではなくて、市全体で緑もしくは自然を守る取組というのは進めていくことで考えております。

(竹田)ぜひ今後検討していただきたいのは、もちろん芝生化大事です。でも、やはり光合成の役割を果たすという点では樹木が非常に大事な役割を担うわけですから、そういう点も含めて今後見ていく必要があるかなと思いますので、道の駅と産業団地にはどのようにその部分は反映されるのか伺っておきます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 事業の詳細については、申し訳ございませんが、把握しておりませんが、恐らく緑という部分でも、緑地の部分ができるかと思えます。

(竹田)最後、質問します。先ほど土地利用構想の中で道の駅と産業団

地の事業が確定して、このゾーンの部分をしっかりと見直して、今回の提案になっているのですが、ごみ処理施設の問題、鴻巣行田北本環境資源組合が進めていたごみ処理施設は、この計画について一緒にやるということで組合設立の議決もしました。組合では、場所の選定委員会を行って、安養寺、郷地の場所で行うということで、ちゃんと検討委員会で正式な議決しているのです。議会ではあの場所というのはまだしていなかったのですけれども。だから、そういう点から言うと、正式な場で安養寺、郷地を進めるということでやってきていますから、組合からの、本来ね、かつ鴻巣はあそこの場所に道路を造ると、用水路に橋を架ける予算まで計上しているのです。そういうことを考えると、なぜあそこに場所を、いわゆる土地利用構想の変更をかけなかったのか。本来議決、検討委員会で決まって、かつ橋を架ける事業まで行っているわけです。予算化もしました。

そういう点から言うと、本来はあそこの場所を農地から、いわゆる変更の修正をかけて、最終的に白紙になったので、またあそこの場所は元の計画に戻すという、本来はそういうふうにするべきではなかったかと考えます。坂本晃委員もお聞きしましたけれども、法律に基づいたちゃんとやるのだったら、3市の組合で決めてきて、鴻巣だってその組合から依頼されて橋を架ける予算まで計上して、かつ道路の事業計画まで立っているのです。そこまで進んでいるにもかかわらず、なぜやらなかったのかというところは、うっかりしていたのではないかというふうに私は思うのですけれども、その解釈間違っていますか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）今回の土地利用構想の変更については、具体的に2つの事業が進捗が図られたということと、それと後期基本計画の策定に向けたタイミングでということで、変更のほうを提案させていただいておりますので、ごみの計画につきましてもしっかりと示されて、次は7次の総振の策定になると思いますけれども、そういった部分で示されれば、当然計画のほうに盛り込んでいくようなことを検討していきたいと思います。

（竹田）というのは、もちろんそれは今後の話ですけれども、今までだ

ってあそこの安養寺、郷地は候補地として決定しますという、決定しているのです。組合としてあそこの場所にどういうものを造るかというところをずっと進めていたわけだし、あそこの組合の管理者は鴻巣市長だったのです。だから、自分があそこに、いわゆる土地利用構想の変更をしてねと言えはできたものですが、でも途中でいろいろ土地の選定をめぐって疑惑が発生して、かつ平成29年以降、計画が最後白紙になりましたけれども、だから逆に言えば、土地利用構想の中に入れてもいい段階ではなかったのかなというふうに考えるのですが、そういうふうにならなかった理由というのは何ですか。具体的に進んできたのですから。道路も造ろうとしてやってきたのですから。通り抜け道路と、いわゆる道路の計画も市には示されたのです。

（委員長）竹田委員、今の質問はごみ焼却場の件、今回は産業団地と道の駅ですから、あまり方向をずらさないような形で質問してください。

（竹田）ごめんね。土地利用構想について質問しています。

（市長政策室参事兼総合政策課長）繰り返しになりますが、今回の変更につきましては、後期の基本計画に向けて道の駅の整備、それから産業団地の整備、こちらが進捗が図られて、具体的に計画地が示されたことからゾーンの一部変更を行うものでございます。

（竹田）ということは、計画が示されたから変更するのですよね。エリアの問題も含めて。正式にこの場所にというふうになっているわけですよ。計画が示されたから土地利用構想の変更をするのですよね。ですよ。だったら、先ほどの組合の場所も、計画が示されたのです。それに伴う接続道路を事業として進めたのです。計画が示されている段階で、なぜ土地利用構想の変更がなかったのかということをお聞きしています。

（市長政策室副室長）先ほども答弁したというふうに記憶しているのですけれども、土地利用構想については、今回の、もしごみ処理場を落とすとなれば、赤い公共施設のゾーンになるというふうに思うのです。先ほども答弁したのですけれども、例えば県央の組合の事務所ですとか、あと斎場です。斎場とか全て公共施設を落としているわけではないので

す。あくまでも公共施設の集約しているゾーンという形で今土地利用構想で落としていますので、一つ一つ公共施設ができるたびに赤い印をつけるというようなことというのは、一応考えてはおりません。

以上です。

（委員長）ほかに質疑ございますか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

（竹田）本会議で正式に行いますが、本日の委員会の中では人口ビジョンの在り方について問題点があることを指摘し、反対といたします。

（委員長）次に、賛成討論はありますか。

（加藤）今回この23号につきましては、執行部のほうから非常に思いが伝わる答弁を頂戴したと思っております。総振の、特に人口の関係につきましては、日本社会が初めて減少というものを目の当たりにして、初めての経験の中で、社人研はこういう数値を出した。これは先ほど答弁ありましたが、推計です。一方で、本市は将来像の中にこれをこうしたいのだと、維持したいのだという決意、目標であり、思いというものが、市長政策室の副室長のほうから確認ができたと思っております。目指す姿ということできっかりと明言いただいたと思っております。

その中で、実際は自然増のところをもうちょっと力入れたいところの中では、この目標を達成するに当たっては、もしかしたら国と国の政策の抜本的な、子育て環境とか、子育てにかかる経費とか、そういったところにもいずれ踏み込まなければいけないと思っておりますけれども、少なくとも先ほどいろいろな事業の評価においても高めに設定してということで、ここでは決意を相当に感じております。

それと、土地利用構想におきましても、緑と流通商業ゾーンであったり交流ゾーンであったりというのはあるのですけれども、その緑の総量と、この緑が示す中には、書いてありませんけれども、安らぎの空間的な要素も緑という同義語っぽくあると思うのですけれども、そういう部分に

においても学校の芝生化であったり、あるいは本当に交流を通じて安らぎを与える空間をつくっていくよというような部分が私は感じられたのです。そういったところで、これは同義語ではないですよ。竹田委員、笑わないでいただければ、人の発言なので。真剣に言っているのです、笑わないでいただきたい。そういったところ、まさに市政における決意と思いののだと思います。そういったところを私は感じたので、今回のこの議案第23号につきましては賛成をするものです。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第23号 第6次鴻巣市総合振興計画基本構想の変更について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例について、執行部の説明を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第24号 組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

これは、令和2年12月定例会において議決をいただきました上下水道部の設置及び危機管理課の独立の鴻巣市行政組織条例一部改正に伴い、部名や課名の変更等について、鴻巣市水道事業の設置等に関する条例、鴻巣市上下水道事業運営審議会条例、鴻巣市国民保護協議会条例、鴻巣市水道施設整備事業評価審議会条例の4件の関係条例を一括して改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(中野) それでは、議案第24号について1点ございますので、質問いたします。この議案は、昨年12月に確かに説明にありましたように、昨年12月の中に出て、既に議会の可決を得ている議案であります。特にお聞きしたいのは、そのときの説明では、たしか埼玉県内で7つだったかな、春日部を含めて7つほどあった団体がこういう危機管理というのを新たに新設しているという説明があったのです。記憶しています。そのときにあった資料を今持ってきていますけれども、説明を受けました。そこで聞きたいのは、今回大きく分ければ確かに4点あることは分かります。審議会の内容だとかいうのも含めて。大きく言えば、要するに水道事業管理者をこれまで都市建設部から、言ってみれば上下水道部に新たに部を新設するわけだけけれども、ということと、それからもう一つは、さっき言いましたように危機管理課は今まで市民生活部の中にあったわけではありますが、今度は新たに危機管理監を設置すると。この12月に出された組織図を見ますと、危機管理監というのが各部と並列に置かれているのだ、並列にね。したがって、私はその管理監の下にやっぱり危機管理課を配置するというふうに受け取っているわけです、12月の組織図のやつから。そこで聞きたいのは、今回のこの組織の一部改編による、特に行政がではなくて、市民に対するメリットはどんなものがあるのかと。以前、言いましたように、都市建設部に上下水道課があったって、何ら私なんかは不便ないし、なぜ一々わざわざ上下水道部をつくるのか。ある意味、部長職を1人増やすのではないかと思うぐらいにしか思えないのだけれども、その辺のことと、それから危機管理課についても、市民生活部の中にあったわけだけれども、これがいわば新たな危機管理監も部で、部長とこれ並列ですか、これをつくってやるというのは、特に重点的に市民に何のメリットがあるのか。むしろ部長を1人でも2人でも増やすだけ人件費増えるのだけれども、その辺のことについて分かりやすく説明いただきたいです、メリット。市民に対するメリット。

以上です。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 市民に対してでございますが、まず

上下水道部につきましては、上水道、下水道セットで料金等もお支払いいただいていることありますが、窓口の今配置も、現在の予定で1階に下水道課を配置しまして、水道課の横に並ぶような形になります。また、業務経営課で経理のほうも一体的に行っていく形を取りますので、将来的には窓口の集約化と、あとは経営コストの削減、会計システムの統一等でコストの削減が図れるものと考えております。また、災害や事故等の危機事案が発生したときは、上水道、下水道相互の応援態勢、これが強化されることで市民により安全、安心を提供できるものということで担当部からはお話をいただいております。また、危機管理課の独立、危機管理監の配置につきましても、現在台風や地震も心配されるところで、またコロナの発生もございます。様々な危機事案に柔軟、迅速に対応するため、独立と危機管理監の配置という形を取らせていただいております。

(中野) 今、総合政策課長の答弁で、言葉では簡単に経営コストの削減、もう一つは災害時の応援態勢の強化という言葉で2つ言いました。それが具体的に私にはちょっと理解し難いのです。なぜこれが、今言った上下水道部を新たに新設することによって、都市建設部から独立することによって、なぜそれが経営コストの削減につながるのかというのがダイレクトに理解しにくい。それから、災害時応援態勢の強化と云うたって、これは部として独立しなければならないことなのか。市民生活部の中にあって、災害時になれば何をやらなければいけないかというのは、もう当然そこに所属している人は分かるわけだから、それが今言った災害時応援態勢の強化というふうに言われたけれども、そのことが言葉だけだと理解できないので、何か具体的なものあればちょっとお示しいただきたいですが。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 上下水道部の経営コストにつきましては、令和6年度から農業集落排水のほうが公営企業会計になるということで、そちらを機に業務の一本化、それから先ほども申し上げましたけれども、会計システムの統一、そういったことで経費のほうで、コストが削減できるものと考えております。また、危機管理監、独立させる

ことで、現在ですと市民生活部で様々な業務を抱えております。それが危機管理課独立になりますとそういった危機事案に集中できる、また組織のほうも副市長の直下ということになりますので、また部長級、副部長級の配置の予定ですので、そういった部分でも他の部との連絡調整もスムーズにいくものというふうに考えております。

（中野）今初めて聞いたのですけれども、これ前も昨年12月議会の組織改編についてのときにお話があったと私は思っているのですが、これまでのいわば危機管理について、今までは市民生活部であったのだけれども、このことと、今度副市長直轄になると、危機管理課そのものが。ということは、副市長と、それからその下に危機管理監がいて、それで危機管理課があると。すると、副市長が指揮命令をするときには危機管理監にやって、危機管理監から危機管理課のほうにその指示命令が伝わっていくというシステムなのかどうか、副市長から出るということについてちょっと伺っておきます。

（市長政策室参事兼総合政策課長）そのような形で現在のところ考えております。また、部長級ということで、他のもし部署に応援等を頼む場合も部長級、副部長級の配置でスムーズにいくものと考えております。

（中野）ということになると、危機管理課については、言わばこれまでの市民生活部の中にあるよりは、市民にとって災害時における迅速かつ適切な対応が取れると。副市長が直轄して、びびびっと危機管理監に行って、それで危機管理課に行くというようなことが市民にとって最大のメリットだというような答弁に聞き取れましたけれども、そのような理解でいいですね。

（市長政策室参事兼総合政策課長）一番最初にお話しいただいた、県内でも7市、現在危機管理監のほう配置しております。そういった部署の事例もよく確認しながら、今後の運営に役立てていきたいというふうに思います。

（竹田）何点か伺わせていただきます。

この行政組織条例の改正というのは、2年から4年ごとに改正していますよね。かつ課名も変えたりとかしているのですが、今回も上下水道部

を部としてやったのと、危機管理室、やってきているのですけれども、この間行ってきた行政組織条例改正の評価、私はその都度その都度よく変えるというスパンというか、間隔が非常に短いというのはいかがなものかというふうにちょっと思うものですから、この間の改正に対する評価、市民の反応はどのようにつかんでいるかお聞きをします。

また、あと部と課の名前を変えることというのもいろいろありまして、本当に定着したかなと思うともう名前が変わったりとかしていて、例えばこども未来部には保育課と、あと27年のを見ると、福祉こども部があって、こども未来課と保育課があったという状況から、令和1年にはこども未来部がこども応援課に、こども支援課に、保育課にというふうに変わっていると。それは何となく私にはちょっと場当たりの思えるものですから、行政としての評価についてお尋ねをします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）まず、機構改革については31年の4月に大きな機構改革を行いました。その後、当然毎年見直しのほうは各部各課のヒアリング等実施しながら検討のほうを行っておりますが、部内をはじめ今の現組織で、また配置で連携もしっかり図れているものと認識しております。部名、課名につきましては、市民に分かりやすい名称とすることを心がけておりまして、現在も特に混乱なく市民の方に対しては、名称については問題等は発生していないと考えております。

（竹田）分かりやすいということの評価ですけれども、でも今の行政組織になったのは、いわゆる令和元年からで、平成31年からですよ。そう考えると、例えば平成27年のときにも行政組織で変わって、名称も変わったり、管轄するエリアが変わったりとかしているのですが、それは何がまずくてこういうふうにしたとか、そういうことというのはどのように総括されてきたのか。例えば国保とか後期高齢というのは、以前はいわゆる民生の部分ですよ。実際に民生なのに市民部に移ったりとかしているわけです。それは市民生活に関わるって、市民生活部って全部になるわけで、そういう点でのちょっと評価というか、がどうしているのかということをお聞きしたいのです。

（市長政策室参事兼総合政策課長）組織については、当然そのときの社

会情勢とか、あとは一番は業務の効率化とか連携の必要性、そういったものも各部の状況、話を聞きながら総合的に判断して機構改革のほうは実施しております。

（竹田）ということは、今後もしろいろな事務が社会情勢によって大きく変わってくると思うのですけれども、今後の見通しというのは、例えば永久的ではなかったとしても、3年から4年に1回はそういう機構改革というか、行政組織の見直しというのは行われるという受け止めでいいのかどうか、今後の展望についてお聞かせください。

（市長政策室参事兼総合政策課長）いつ機構改革を行うというのは現段階で決めておりませんが、今後も毎年ヒアリング等で各部署の状況等、事務の状況も含めて、連携等も含めて確認しながら、継続して見直しのほうは実施していきたいと思います。

（竹田）それで、先ほど前任者の質問の中で配置図を変えますというふうにおっしゃいましたよね。この配置図について、資料として頂きたいということで私ちょっと通告と併せて資料請求をさせていただいているのですが、頂けるものかどうかちょっと、委員長、お計らいをいただきたいと思います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）配置図につきましては、3月の広報でも掲載しておりますので、資料のほうは提供のほうさせていただきたいと思います。

（竹田）3月の広報でお知らせしているということは、私どもはまだ、今日は9日ですので、配られないのですよね。配られていないのだよね。だから、知らなくて当たり前ですよ。ということは、委員会で頂けるということによろしいのですね。

（市長政策室参事兼総合政策課長）申し訳ございません。3月の12日に配布開始となります広報のほうに掲載いたしますので、その内容について配布のほうをさせていただきます。

（竹田）分かりました。知らないところでいろんなことが進んでいるというのは分かりました。

続いて、ICT推進課というのが新たに、今まで情報システム課だった

のが I C T 推進課って名称変わるのですけれども、I C T って何という高齢者からちょっと質問されたのですが、こういう横文字を使う場合はかなり、今の若い人たちは平気でこういうこと言われていますけれども、高齢者への配慮というのはどのように検討されたのか伺います。

（市長政策室参事兼総合政策課長）I C T につきましては、日本語にすると情報通信技術という形になりますが、I C T という言葉、今もう全国的に普及しておりまして、課名とする自治体も増えております。本市でも I C T 教育といった形でもう長年使っておりますので、社会情勢、時代に合った名称であると考えております。

（竹田）高齢者、いわゆる今もちろん例えばスマホとか I C T やいろいろ進んでいますけれども、実際に固定電話しかまだ持っていない人とか、ガラケーの携帯とか、そういう人たちもまだ高齢者にはいるのです。そういう点での、もちろんそういう側面、先ほど課長が答えてくださった側面もありますけれども、高齢者の配慮がされたけれども、この名前がいこうということだったのですか。その名称を検討するときにどんな議論がされたか、ちょっとお伺いします。

（市長政策室参事兼総合政策課長）現在の情報システム課のほうは、なかなか高齢者が直接窓口に行ってしまう部分もほとんどないと思いますので、例えば高齢者の行くような窓口であれば新館の例えば 1 階の部分とかであれば、なかなか難しい言葉使うというのは厳しいと思うのですけれども、今回については今後もデジタル化というものを推進していかなければならないということで、I C T 推進課というような課名に変更をさせていただいております。

（竹田）分かりました。でも、4 階ですから、情報システムは、確かに行くことというのはもう圧倒的に少ないと思うのですけれども、でも広報を見たときに、これは何ですかというふうにやはり物事というのはシンプルで分かりやすい、だから情報システム推進課だって全然いいわけです。それを I C T にしたというのは、やっぱり時代の趨勢だからいいだろうという判断だったということでもいいですね。確認します。

（市長政策室参事兼総合政策課長）繰り返しになりますが、もう全国的

に普及している言葉ですし、自治体、近隣でもICTという言葉で課名としている自治体も増えていることから、変更のほうをさせていただきました。

(竹田) とにかく分かりやすい行政サービス、だから課名も分かりやすいことが大事かなというふうに思います。そういう点でいうと、例えば今こども応援課、子育て支援課……

(すみません、委員長、それって行政組織条例とは、ちょっと違うのではないかとの声あり)

(委員長) うん、ちょっと違う。

(竹田) 行政組織ではないの。行政サービスに係ることでしょう。

(委員長) 今回の行政のほうの発表は、その部分が入っていないですから、項目についてだけ危機管理課と上下水道部、ICT推進課の範疇で質疑等やっていただきたい。

(竹田) では、終わります。いいです。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第24号 組織の一部改編に伴う関係条例の整理に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時24分)



(開議 午前 11時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第25号 鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第25号 鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

これは、国の新型コロナウイルス等対策特別措置法が改正され、附則第1条の2が削除されたため、新型コロナウイルス感染症を定義づける文言について、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう）」に変更するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(竹田) 今回の上位法が変わったことによる文言の整理だと思うのですが、ここに「中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る」というふうになっていますが、今いわゆる変異株が非常に増えていて、イギリスとかブラジルとか、そして国内でも新たな変異株が発見されているというのがありますが、その運用というのはこの文言上ではどのように対応されていくのか伺います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) ウイルス変異株につきましても、従来型と同様に取り扱うことで考えております。

(竹田) ということは、これは中国から発症したものというふうに出ていますけれども、文言の整理とか、その条文上の改正はしなくてもよい

という解釈でいいのかどうか確認します。

(市長政策室参事兼総合政策課長) はい、そのような解釈でよろしいかと思えます。

(潮田) これは新型コロナウイルス感染症の定義づけの文言の変更なので、内容についてはいいのですけれども、関連として、今に至るまでこの新型コロナウイルス感染症対策基金の収入支出について説明いただきたいと思えます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) それでは、基金の収支につきまして、今年度末の予定残高の見込みということで説明させていただきます。

まず、収入につきましては、当初積立金、これ6月になりますが、こちらから寄附金、それから補正減含めまして1,454万9,000円。続いて、9月補正の積立額、これは寄附金と、あとは事業中止減額分、それから一般財源含めまして1億50万円。12月補正、こちらが会派の政務活動費等になりますが、173万円。今回、3月補正で13号補正になりますが、こちらが議員報酬減額分、それからふるさと納税の充当ということで1,149万6,000円。累計でいいますと1億2,827万5,000円となります。

支出につきましては、9月の補正におきまして本庁舎の維持管理事業でサーマルカメラ、それから児童生徒の関連で体温計やパーティション、こちらの備品の購入費に充てましたが、487万1,000円。12月補正になりますが、こちら医療機関の応援金、それからPCR検査委託料になりますが、こちら1,250万円。それと、12月補正、こちらも医療機関の応援金プラス分ですが、500万円で、合計が2,237万1,000円。こちらを先ほどの金額から差し引きますと、今年度末の予定残高が1億590万4,000円となります。

(潮田) そうすると、今残高が1億590万4,000円ということでありました。これは現時点では使う予定というか、考えているものというのでしょうか。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 現時点では、特定の事業にということとは考えておりません。

(委員長) ほかに質疑ありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第25号 鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)



(開議 午後1時01分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、お手元に総合政策課から市役所組織の一部の変更ということでお届けになっています。それについて、総合政策課長のほうからお話があります。

(市長政策室参事兼総合政策課長) では、先ほどご請求のありました資料について、簡単にご説明いたします。

市役所の配置の関係で、1階と2階を載せたもので、こちら広報の記事のそのままになります。先ほど申し上げましたとおり、下水道課が水道課の隣に配置になりまして、下水道課のところに都市計画課、2階ですね、都市計画課が移ります。これは都市建設部が一まとまりになります。

都市計画課があったところに農政課道の駅のプロジェクト、それから農業委員会が1階から2階に上がると。それと、自治振興課と商工観光課が位置を交換するような形になります。

以上でございます。

(委員長) よろしいですか。

会議の再開をいたします。

次に、議案第26号 鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第26号 鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令により、国が指定感染症に指定して対策を講じてきたところですが、令和3年2月13日に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正され、新型インフルエンザ等感染症に新型コロナウイルス感染症が追加され、新型コロナウイルス感染症の感染症法における法的位置づけについては、指定感染症から新型インフルエンザ等感染症に変更されることとなり、令和3年2月13日に本条例で引用している政令が廃止されたことから、改めて新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の対象とする新型コロナウイルス感染症について規定する内容となっております。また、附則の第1項では、本一部改正条例の施行日は公布の日から施行しますが、改正後の新条例の規定については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止日である令和3年2月13日以降に新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事をした場合に3,000円または4,000円の手当が支給できるよう遡及適用することを規定しております。

附則の第2項の内容としましては、政令が廃止された令和3年2月13日から新条例施行日前までの間に新型コロナウイルス感染症に係る防疫作

業に従事した場合は、特殊勤務手当条例第3条及び第12条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当以外の通常の防疫作業手当の日額500円を支給することとなりますが、附則第1項で新条例の規定を2月13日から遡及して適用する旨を規定していることから、日額500円の通常の防疫作業手当を既に支出、支給している場合につきましては、新条例に基づく新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の3,000円または4,000円の内払いとみなすことを規定をしているものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(潮田) これについても新型コロナウイルス感染症の定義づけの文言の変更ということで、内容についてはいいですけども、この特殊勤務手当が今までの間に発生した人数、任務内容、今後の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種でも発生していく可能性があるものなのか伺います。

(職員課長) 新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の実績としましては、令和2年5月から11月までの7か月間におきまして、一般社団法人北足立郡市医師会からの協力要請に基づきまして、北足立郡市医師会が設置するPCRセンターにおいて、検査業務の補助業務及び来場者の誘導等の業務に従事をしております。延べ44人に対しまして防疫作業手当を支給をしております。

次に、任務の内容でございます。任務の内容としましては、医師の検査業務の補助と来場する方の誘導の業務です。具体的には、検査の補助業務としましては、保健師1名が医師が採取をした検体の確認及び梱包を行い、もう1名の保健師は検体梱包を行う保健師の補佐を行います。来場者の誘導業務は2名1組で行い、1名は車等で来場する方を待機場所に誘導し、もう1名は対象者の本人確認を行い、検査場の看護師と連携しまして誘導の確認を行い、検査センターの所定の位置に停車するよう運転手に伝える業務ということになっております。

今後、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についても防疫作業手当の対象になるかというところをございますけれども、ワクチン接種推進チームに確認をしましたところ、新型コロナウイルスのワクチン接種業務においては、市の職員が具体的にどのような業務を担当するのか、現段階は決定をしていないということです。今後職員が担当する業務内容の状況を踏まえまして、また近隣市との対応についても情報を収集をいたしまして、新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の対象とするかを検討してまいります。

（潮田）今44人に支給ということをございましたけれども、これは金額でいうと幾らになるのでしょうか。

（職員課長）合計の金額でございますが、13万5,000円でございます。内訳としましては、検査の補助業務に3名が従事をしまして、4,000円でございますので、1万2,000円を、来場者の誘導業務には延べ41人が従事をいたしまして、1日当たり3,000円、計12万3,000円でございます。

（委員長）ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第26号 鴻巣市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算（第13号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

（竹田）では、何点か質問いたします。

まず、12ページ、13ページで、鴻巣駅東口駅通り地区市街地再開発事業債の廃止は先ほどご説明いただいて、合併特例債の申請時期に間に合わなかったということですが、担当課からはなぜ間に合わなかったのか、事業の進捗状況にもよると思うのですが、そこら辺は何か詳細には聞いておられるのでしょうか。なぜ間に合わなかったのか。有利な地方債だからということですずっと前から言われていますし、4月の当初予算でも対象となっていたのですが、なぜ間に合わなかったのか。その経緯が分かればお答えいただきたいと思います。

（財政課長）こちらのほう、繰越明許費で出させていただいていますので、まちづくり常任委員会へ付託されている案件で、細かな点に関してはそちらでご審議いただいている内容になると思います。こちらのほうが聞いて、正確なものかどうかというのがありますけれども、コロナとの関係でテレワークになったり、担当者ですね、相手方の担当者がテレワークになったりとかで予定していた、当初想定していた打合せの期間までになかなか仕事がうまく進まなかったというような話は聞いておりますけれども、細かな点に関しましては、それ以上ちょっとこちらは把握しておりませんので、申し訳ありませんけれども、以上のような回答になります。

（竹田）続いて、16、17ページの譲与税、地方消費税交付金など、いわゆる交付額の決定の減によるものだというご説明ですが、県から示される金額について、なぜ減になったかという説明は県からあったのか伺います。

（財政課長）こちらのほう、減になった理由というのは特段示されてお

りません。今回、地方債のほうでもお願いしておりますけれども、減収補填債、こちらが新たに対象になった、この減収をかけたものに関して減収補填債の対象になることから、県が急遽示していただいたものになりますので、そこまでの細かいものに関しては実際に交付される段階には幾ら幾らという積算根拠とか示されますけれども、今回の見込み額においては示していただいていない状態です。

以上です。

（竹田）分かりました。本来なら交付金でいただこうが、減収補填債よりも、最終的には国が面倒見るにしても、やはり地方債の補填債ですから、借金起こさなければならぬので、手続上は大変かなと思うのですが、実際交付される部分と減収補填債の事務手続上の問題というのではないのでしょうか。

（財政課長）事務手続に関しましては、交付金のほうは国からいきなり会計管理者の口座のほうに入ってきますので、そちらのほうはまず絶対事務的には少ないです。地方債になれば金融機関ないしに借入れのほうの照会を、手続をして申請書を出してとかということがありますから、一手間、二手間はかかりますけれども、こちらに関しては交付金よりは若干手間はかかると認識しております。

以上です。

（竹田）続いて、20ページ、21ページの不動産売払収入、これ諏訪議員が本会議でも聞いたのですけれども、主なところは法務局とかということだったと思うのですけれども、主な場所と価格をお示しいただきたいなというふうに思うのです。できれば資料で頂きたいというふうに思うのですが、その部分では資料で頂けるかどうかお計らいをいただきたいと思います。

以上。

（財務部参事兼資産管理課長）土地の売払いですけれども、一覧表を準備させていただきました。お手元に配付をさせていただきたいと思えます。

（委員長）では、今資料をお配りします。

暫時休憩します。

(休憩 午後 1 時 2 4 分)



(開議 午後 1 時 2 4 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

資産管理課長、何か答弁ありますか。

(財務部参事兼資産管理課長) 令和 2 年度払下げの実績でございます。こちらの一覧表にあるように、ナンバー 1 からナンバー 18、18 件ほどございます。そのうち 1 番から 14 番まで、こちらについては任意で赤道等の払下げ、15 番から 18 番につきましてはホームページでも公表しているように公募による払下げの案件でございます。

以上です。

(竹田) 14 番以降は公募による払下げだというご説明がありました。そういう点からいうと、高く買っていただくということを前提の公募なのか、それともいわゆる不動産鑑定を行った価格なのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

(財務部参事兼資産管理課長) 公募による払下げにつきましては、不動産鑑定の価格を原則とします。そこで競争していただき、我々に一番有利な条件を示していただいた方に払下げを行っております。

以上です。

(竹田) ということは、不動産鑑定を行って、有利な条件というのは具体的にはどんなものなのか伺います。

(財務部参事兼資産管理課長) 公募ですので、皆さんどなたでも応募はできます。その中で最低の価格ということを公募の中でお示しし、一番高い金額を入れていただいた方に契約候補者ということで契約の手続を進めたものでございます。

(竹田) 分かりました。それで、ごめんなさい、ちょっと発展してしまっただけでもないのだけれども、新年度予算の中にもいわゆる財産売却収入というのは見込んでいるのですけれども、今回 18 事業のうち 14 事業までは赤道と言われる部分で、これは実際にやってみないと分からない側

面があるかなと思うのですけれども、15以降の部分は結構一定面積があって、いわゆる普通財産なのか公有財産なのか行政財産なのか分かりませんが、それを持っている部分ですよね。そういうところでは、15以降で同じような場所というのは何か所あるのか、資産管理課として捉えている件数なり、主な場所をお答えいただきたいと思います。

（財務部参事兼資産管理課長）公募による売払いの予定、令和3年度ということになりますけれども、全部で6件ほど予定してございます。吹上南地内、栄町、箕田、大間、旧八幡田市営住宅跡地、広田の区画整理地内の6件でございます。

（竹田）ということは、6件は結構いろいろな私たちも認識できるような部分かなと思うのですけれども、そのほかにもう令和3年度で基本的にはいわゆる普通財産として持っている部分は終わりなのか、まだあるのかだけ最後伺っておきます。

（財務部参事兼資産管理課長）現在売払いの候補としているものは、今述べたものでございます。

以上です。

（加藤）では、議案第42号、何点か質問させていただきます。先ほど減収補填債のところ説明いただきました。説明の中では、対象といたしまして、たしかたばこ税と地方揮発油譲与税ですか、それと地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金とおっしゃったと思いますが、ちょっとそれぞれ内訳をお示しいただければと思います。

（財政課長）それぞれ内訳ということですので、今回補正予算に計上したそれぞれのものに対しての積算の額をお伝えさせていただきます。まず、たばこ税ですけれども、想定としていますのが3,654万2,000円、地方揮発油譲与税ですが、462万3,000円、地方消費税交付金、これ従来分のほうが2,835万3,000円、引上げ分として3,511万9,000円、ゴルフ場利用税交付金として174万5,000円を見込んでおります。

以上です。

（加藤）了解しました。

もう一つ、ページでいいますと11ページですか、この辺りですけれども、

合併特例債のことにつきまして、令和2年度までが発行期限となっているということですが、今回様々な地方債を調整している中で、これ全額借り入れることができるかどうか、ちょっと素朴な疑問として確認したいと思います。

（財政課長）令和元年度末での合併特例債の借入額なのですが、確定している数字を申し上げますと、309億8,310万円でした。その後、令和元年から2年度へ繰越しとして財源を1億330万円繰り越した結果、令和2年度の借入れ可能額、こちらのほうが16億7,840万円となりました。今回中学校給食センター整備事業など7事業を対象事業としておりまして、借入れのほうをやる予定となっております。なお、今年度は、説明のほうでも申し上げたと思うのですが、先ほどの東口の話でもさせていただいたのですが、申請の最終年であることから、申請期限である12月上旬の時点で確実な事業費で申請していることから、発行可能額全てを借り入れることができるものと考えております。以上です。

（加藤）借入れ可能額16億7,840万円っておっしゃったですか。でいいですか。

では、もう一点、最後です。ページでいうと27ページになってまいりますが、27ページの下の方で情報システム課絡みのことです。先ほどの説明の中ではパソコンの入札をしたと。それで不用額が出たということですが、今庁内のパソコンにおいては、恐らくデータがなるべくローカルのパソコンに行かないような形で安全を図っているのかなと思います。そういった中で、我々通常の間人が普通のショップでパソコンを買うのと、市役所でお使いになるパソコンというのはローカルのところがあまりデータ容量というのが要らなくてもいいかなと思って、何らかの工夫をしながら下げていらっしゃるのか、あるいは今回これだけ余ったのはちょっと偶然なのですかということなのか、その辺のところちょっと分かる範囲で教えていただきたいなと思います。

（情報システム課長）職員に貸与いたしますパソコンにつきましては、パソコン調達計画に基づいて毎年度約120台程度購入しております。調達

計画の内容で、以前はフルスペックのノートパソコンを毎年調達していたところなのですが、ここ何年かはデスクトップパソコンの導入に切り替えております。また、パソコンの中に入っているソフトなのですが、マイクロソフト社のマイクロソフトオフィスというソフトをほぼ使っておったのですが、安価で互換性のあるジャストオフィス製のソフトに切り替えて、その分、ソフトの分も値段のほうを下げしております。また、委員さんおっしゃられたとおり、ハードディスクの容量につきましては、データにつきましてはパソコン本体に保存するのではなくてサーバーのほうに保存しましょうという指導しております。ですので、調達しておりますパソコンのハードディスクの容量につきましては、120ギガバイト以上というような条件で導入しております。大体普通、ノートパソコンですと500ギガとか1テラとかというのが最近の容量の主流なのですが、それより随分、容量にしては120ギガ以上という形で調達のほうをかけております。

あと最後に、光学ドライブが大体パソコンついていたと思うのですが、CDドライブだったりとか、DVDドライブがついていると思うのですが、市の場合そういったものがありますと情報漏えいの原因になったりいたしますので、こういったメディアのドライブなんかはつかないような形で調達をしております。

以上です。

（加藤）今のご説明から今回これだけ不用額を捻出することができたのは、先ほどノートとデスクトップという話ありましたが、デスクトップのほうが比較的、結果的にこういうふうになく仕入れることができるという側面もあるということですか。一応確認で。

（情報システム課長）購入の単価によりまして、やっぱりデスクトップパソコンのほうはかなり単価のほうは安くなります。

（潮田）質問しようと思っていたことがほかの委員からかなりやっただけだったので、少ないのですけれども、すみません、10ページの総合行政システム更新業務のシステム更新で特筆すべき内容、今までのものをそのままなのか、何か特筆するものがあれば、またこの減額理由に

についてもお願いしたいと思います。

それと、あとは……

（委員長） 1個1個でいいのだ。

（潮田） 一つ一つでいいのでしたね。すみません。お願いします。

（情報システム課長） 今回のシステム更新におきます特筆すべき内容につきましては、現在の総合行政システムは庁内でサーバーを置いて運用しております。次期のシステムにつきましては、システムをクラウド化する形になります。事業者であります株式会社両毛システムズが保有いたします計算センターの中にサーバーのほう、サーバー機器等設置して、職員用端末、専用回線によりまして通信するような運用に変わります。また、減額の理由につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大によります税収の減額であったりとか、新型コロナウイルス支援事業等の原資を確保するために更新に係る経費を平準化する必要があることから、庁内で使います機器を単年度での一括の購入からリース契約へ変更することに伴いまして、機器購入費用の8,100万円を減額するものでございます。

以上です。

（潮田） 分かりました。

次に、第5表の地方債補正のところ、これ確認なのですけれども、11ページの減収補填債の先ほど揮発油税と、あとゴルフ場と地方消費税交付金とたばこ税、これコロナの影響によって対象税目が拡大されたと聞いているのですけれども、そのマックスがこの4つということでしょうか。

（財政課長） こちらのほう、今市のほうで対象としている税目に関しては以上になります。あと、もう1種類が、対象税目なのですけれども、地方消費税交付金、市たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税、航空燃料譲与税が、科目が追加になっています。航空燃料譲与税に関しましては、本市では該当しませんので、全ての税目、市で該当する税目においては対象事業として上げております。

以上です。

(潮田) すみません、歳入のほうで19ページの積立基金の利子のところ、先ほどこれが増えた理由については売却益が出たのでということで説明がありました。基金自体が増えたからではなく、売却益が増えたということが原因ということによろしいのでしょうか。また、その売却益がどのくらい、利率でいうとどのくらい変わったからこの金額の増になったのか伺いたいと思います。

(会計課長) 今回補正に上げさせていただきました利子等になりますが、こちらは当初の予算では売却益等を見込まずに当初予算を組んでおります。今年度何度か売却をした中での運用益の額となっております。もう一つが利率というか、その辺かなと思います。売却益というのは買った値段と売却したときの差額という形になりますので、利率というようなところの出し方ではなく、差額の売却益となります。以上です。

(潮田) ということは、想定していた利回りとかそういうものではなくて、単純に売却、購入したときよりも売却のほうが高かったということであって、特に国債とか短期国債とかの利率がこのところ上がったからとか、そういうような理由ではないということによろしいのでしょうか。

(会計課長) 委員のおっしゃるとおり、国債につきましては市場価格というのが経済の影響によって上がったり下がったりいたします。売却益というのは、国債の金利のほうは低下しますと単価が上がりますので、その辺の差額で利益を出しております。以上です。

(潮田) すみません、今聞きたかったのは、このところの短期国債とかの利率が変わっていたりとか、その動きがあるのかなというのを確認をさせていただきたかったのですけれども。

(会計課長) 令和2年度になりまして、コロナの影響等がありまして、市場のほうの動きというのが、国債の利率のほうは市場の動きに伴って上下運動を繰り返しております。20年国債については、0.4%から0.5%の間を動いております、その差で運用益というのをしております。以上です。

(潮田) 最後に、21ページの財政調整基金のところになります。財政調整基金のところですが、2億円を戻してはいますが、これは地方創生臨時交付金が入ればさらに戻すことができるのか、また第三次の地方創生臨時交付金の振込がこれからでしょうか、ちょうど今ぐらいなのかなと、その前後は分からないのですが、いつぐらいに振り込まれるのかというのが分かっていたら教えていただきたいと思えます。

(財政課長) まず、では1番目の財政調整基金の繰入れのお話をさせていただきます。これまでもコロナ対策の財源としましては財政調整基金を活用しながら、臨時交付金の予算化時には財源の一部を戻していることをやっておりました。これまでと同様にコロナの交付金とかが入ってくれば財政調整交付金の一部は戻せるものと考えております。以上です。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 臨時交付金の件のほうは総合政策課のほうから答弁させていただきます。

3次補正予算を踏まえた3次提出分、現在申請をしているところですが、こちらは3月下旬に交付決定をしまして、5月までに入金される予定でございます。

以上です。

(潮田) すみません。それでは、最後、歳出のほうの25ページ、定住促進事業、これが今の段階でさらに増額ということは、また増えているということだと思えるのですが、今年度、今に至るまでの利用者数、金額の内訳を教えてくださいたいと思えます。

(市長政策室参事兼総合政策課長) 令和2年度、3年の昨日時点ですね、3月8日、昨日時点ですね、8日時点の件数ですが、転入、15万円の部分が36件、転居、10万円のところが34件、3世代の転入、こちら30万円になりますが、4件、区画整理への転入が7件、北新宿が6件の、広田が1件、総件数が81件、金額が1,210万円となっております。

(潮田) そうすると、これだけ、81件の方が鴻巣市で家を買う、少なくともこれを使ったということですので、年齢層的には鴻巣市が目

指していた年齢層の方たちということによろしいでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）3世代の転入ということで、未就学児のお子さんがある世帯になりますので、世帯主については20代、30代がもう8割以上を占めております。お子さんについても、ゼロから2歳までが半分を占めておりまして、それから6歳まで、こちらも件数としては多くなっております。

（潮田）これは皆さんにアンケートとか、何でこの3世代住宅補助金を知ったかとかというようなアンケートとか、皆様からの声とかというのはいただいているのでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）こちらアンケート、全員ではないのですけれども、アンケートのほうを協力していただいた方を集計したものがございます。この補助金のことをどのように知ったのかという質問の中では、家族、親族、知人からの情報ということで、これが一番多くて36.6%になっております。非常にこの制度が周知されてきているのかなというふうに思っております。その他は、居住地を鴻巣に決めた理由という質問がございまして、こちらは親世帯がやはり近くに、鴻巣に住んでいるから、それから以前鴻巣に住んでいたと、出身地であるということが大部分を占めております。親世帯のところはもう92.7%、複数回答になります。以前住んでいたというところが31.7%と高い数字になっております。それともう一点、鴻巣市に住みたいと思うために最も有効と考えられるものという問いには、子育て環境の充実が一番多くなっております。65.9%、それと2番目としましては買物環境の充実19.5%、3番目が公共交通機関の充実17.1%という形になっておりまして、子育てという部分で選んでいただいているのかというふうに思っております。

（中野）皆さんそれぞれの質問内容聞いていると、大分重なっているとか、ダブっている部分があるので、その部分は全部カットして、今チェック入れていたのですが、その中でちょっとまだ合点がいかないのが、ページで23ページの地方債補正の中で幾つか出てきた、それはもう分かったのですが、分からないのが、1つは道路整備事業債が1億

4,620万増額補正されているのですが、これはどういう理由なのか。先ほどの答弁聞いているとき、ちょっとぴんとつながらなかったものですか、お教えてください。

（財政課長）道路整備事業債の増額の要因ということでご説明をさせていただきます。

先ほどからは、令和2年度が合併特例債の最終年であるという旨を申し上げさせていただきました。その中で、これまでいろんな合併特例債の事業の借入れの精査を行っている中で、発行可能額に残額が生じることが判明しました。そのことから、合併特例債を全額借り入れるために、ほかのメニューで減額になった部分とか、そういった部分を精査しまして、あと令和元年度決算で発行可能残額がちょっと出ましたので、そこを踏まえて道路改修事業と改良事業の工事費を対象といたしまして新たに追加で申請させていただいた結果、今回増額の補正となっております。以上です。

（中野）今、大変分かりやすく、分かりました。

次に、同様に23ページで、今までの答弁の中でなかったような気がするのだけれども、23款市債の1項市債の6目消防費市債の中で、これやはり4,060万か、防災行政無線の事業債が減額されているのです。これについてもちょっと今と同じような説明というか、内容をお聞かせください。

（財政課長）では、防災行政無線整備事業債の減額の要因ですけれども、今回歳出事業費、今回減額をさせていただいております。それに伴うもので、工事費と工事管理費、こちらが対象事業になりまして、緊急防災・減災事業債ですので、100%充当になることから、ほぼほぼ歳出と同額のもので地方債として減額させていただいております。

以上です。

（中野）最後になりますが、これ私ちょっと記憶がないので教えていただきたいのですが、先ほど土地の売払い代、これページでいうと総務費のところ、土地売払収入1億1,611万1,000円が計上されている。その土地売払いはどこだったのだというのをさっき言ったら、ちゃんと表が出てきたので、これは分かったのですが、したがってそこは質問しないの

ですが、例年この土地売払収入は、今総務の公共施設管理整備積立金は同額入っているのですが、売払い金額と、毎年こういう措置でしたか。そこをちょっと確認したいのです。

（財務部参事兼資産管理課長）今回公募による土地の売払い、大変大きな金額になっております。例年こういうことを行っていたということではございません。財産の整理、そういうものの一環の中で今回売払いを行ったと。それについて非常に大きな金額、これを基金条例に基づいて不動産の売払収入は基金に繰り入れるというところの中、今回基金への繰入れという形で予算を計上させていただきました。以上です。

（中野）今の答弁からすると、少なくとも土地売払収入については例年そのようなことをしているわけではないと。だけれども、今金額が大きいからというふうに聞こえたが、それでいいのかどうか。

（財務部参事兼資産管理課長）ちょっと誤解がございます。例年、金額は小さくても土地の売払収入は全てこの基金に積み立てると。今年度は大変大きな金額もございますので、今回補正予算という形で計上させていただきました。以上です。

（委員長）ほかに質疑ございますか。

（なし）

（委員長）以上で質疑が終わりました。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第42号 令和2年度鴻巣市一般会計補正予算（第13号）のうち本委

員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時55分)



(開議 午後2時14分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

本日はこれまでといたしまして、歳入の質疑以降は明日に行いたいと思います。

以上で政策総務常任委員会の1日目を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時08分)